

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>1 関係法令等の略称 この通達における関係法令等の略称は、それぞれ次による。 (1)～(17) (省略) <u>(18) 関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）関税法基本通達</u></p> <p>(特殊貿易統計)</p> <p>3-3 特殊貿易統計とは、金統計（金貨及び貨幣用金に関する統計）、船用品・機用品統計（積み込まれた船用品及び機用品に関する統計）及び通過貿易統計（本邦を通過する外国貨物に関する統計）をいう。</p> <p>(再輸出品及び再輸入品)</p> <p>6-2 「再輸出品」とは、本邦から輸出する外国産貨物をいい、「再輸入品」とは、本邦に輸入する内国産貨物をいう。 なお、「内国産貨物」及び「外国産貨物」とは、次のものをいう。 (1) (省略) (2) 外国産貨物 外国を原産国とする貨物（当該貨物について、本邦において単に改装、仕分け、その他の手入、単純な混合若しくは単純な分離又は単純な組立て若しくは単純な分解、解体がなされる<u>もの</u>を含む。）</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 普通貿易統計</p> <p>(普通貿易統計計上除外貨物)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>1 関係法令等の略称 この通達における関係法令等の略称は、それぞれ次による。 (1)～(17) (同左) <u>(18) (新設)</u></p> <p>(特殊貿易統計)</p> <p>3-3 特殊貿易統計とは、金統計（金貨及び貨幣用金に関する統計）、船用品・機用品統計（積み込まれた船用品及び機用品に関する統計）及び通過貿易統計（本邦を通過する外国貨物に関する統計）をいう。 <u>なお、当該統計は普通貿易統計とは、別個の統計として作成する。</u></p> <p>(再輸出品及び再輸入品)</p> <p>6-2 「再輸出品」とは、本邦から輸出する外国産貨物をいい、「再輸入品」とは、本邦に輸入する内国産貨物をいう。 なお、「内国産貨物」及び「外国産貨物」とは、次のものをいう。 (1) (同左) (2) 外国産貨物 外国を原産国とする貨物（当該貨物について、本邦において単に改装、仕分け、その他の手入、単純な混合若しくは単純な分離又は単純な組立て若しくは単純な分解、解体がなされた<u>場合</u>を含む。）</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 普通貿易統計</p> <p>(普通貿易統計計上除外貨物)</p>

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>21-2 次に掲げる貨物は、前記 21-1（普通貿易統計計上貨物）の規定にかかわらず、普通貿易統計に計上しない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 関税法基本通達 67-2-7（旅具通関扱いをする輸出貨物）又は 67-4-9（旅具通関扱いをする輸入貨物）の規定に基づき旅具通関扱いをする貨物及び携帯品又は別送品として輸出又は輸入される自動車</p> <p>(3)～(13) (省略)</p> <p>(輸入統計計上時点の特例)</p> <p>22-4 次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 及び(2) (省略)</p> <p>(3) 前記 21-1（普通貿易統計計上貨物）(2)へに規定する貨物については、当該貨物が輸出統計に計上された時点で計上する。</p> <p>23 資料</p> <p>普通貿易統計を作成するために使用する資料は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) その他後記 24（統計項目）の項目を記載した書類</p> <p>25 統計項目の記載要領</p> <p>前記 24（統計項目）の(1)、(7)、(9)及び(11)から(16)までに掲げる統計項目については、税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）II 記載要領及び留意事項の関税法関係中「輸出申告書」（C-5010）又は「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）」（C-5020）に定められた記載要領により記載させる。</p>	<p>21-2 次に掲げる貨物は、前記 21-1（普通貿易統計計上貨物）の規定にかかわらず、普通貿易統計に計上しない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 関税法基本通達 <u>（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）</u> 67-2-7（旅具通関扱いをする輸出貨物）又は 67-4-9（旅具通関扱いをする輸入貨物）の規定に基づき旅具通関扱いをする貨物及び携帯品又は別送品として輸出又は輸入される自動車</p> <p>(3)～(13) (同左)</p> <p>(輸入統計計上時点の特例)</p> <p>22-4 次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 及び(2) (同左)</p> <p>(3) 前記 21-1(2)へ <u>（保税蔵置場等から積み戻される外国籍船舶等の修繕用資材）</u>に規定する貨物については、当該貨物が輸出統計に計上された時点で計上する。</p> <p>23 資料</p> <p>普通貿易統計を作成するために使用する資料は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (同左)</p> <p>(8) その他後記 24 の<u>統計項目</u>を記載した書類</p> <p>25 統計項目の記載要領</p> <p>前記 24（統計項目）の(1)、(7)、(9)及び(11)から(16)までに掲げる統計項目については、税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）II 記載要領及び留意事項の関税法関係中「輸出申告書」（C-5010）又は「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）」（C-5020）に定められた記載要領により記載させる。</p>

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、前記 24（統計項目）の(11)について、セットとして課税又は免税される貨物が適用される減免税条項符号等が異なるため、その一部が同一統計品目番号により分割して申告される場合において、数量単位が「NO」のときは、金額の最も大きい貨物の数量（NO）のみを記載させ、他の貨物の数量（NO）は「0」と記載させる。再輸出入品（総トン数が 500 トン以上の船舶を除く）については、数量は KG を記載させる。</p> <p>（積込港符号又は船（取）卸港符号）</p> <p>25-1 積込港符号又は船（取）卸港符号（以下「積卸港符号」という。）は、別紙第 3 の「港符号表」により、次の点に留意して記載させる。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合には、積卸港符号の記載を省略させる。</p> <p>イ 前記 24（統計項目）の(8)の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署等の税関符号（以下「蔵置税関符号」という。）の上 3 桁と積卸港符号が同一となる場合（蔵置税関符号が 1012（東京税関東京航空貨物出張所）の場合を除く。）</p> <p>ロ （省略）</p> <p>(2) 貨物が開港の港外等開港の隣接区域で積卸しされる場合は、「不開港」の港符号ではなく、その隣接する開港又は開港港区の港符号を記載させる。</p> <p>この場合において 前記(1)のイ又はロに該当するときは、積卸港符号の記載を省略させる。</p> <p>(3) （省略）</p> <p>(4) 貨物が郵便物である場合、保税展示場から輸入される場合又は当該貨物の積込港若しくは船（取）卸港が明らかでない場合は、前記(1)又は(2)の規定にかかわらず、「その他」の港符号を記載させる。</p> <p>（注）蔵出輸入申告、移出輸入申告、総保出輸入申告及び許可前引取貨物の輸入許可の場合は、港符号の記載を省略させる。</p>	<p>なお、前記 24 の(11)について、セットとして課税又は免税される貨物が適用される減免税条項符号等が異なるため、その一部が同一統計品目番号により分割して申告される場合において、数量単位が「NO」のときは、金額の最も大きい貨物の数量（NO）のみを記載させ、他の貨物の数量（NO）は「0」と記載させる。再輸出入品（総トン数が 500 トン以上の船舶を除く）については、数量は KG を記載させる。</p> <p>（積込港符号又は船（取）卸港符号）</p> <p>25-1 積込港符号又は船（取）卸港符号（以下「積卸港符号」という。）は、別紙第 3 の「港符号表」により、次の点に留意して記載させる。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合には、積卸港符号の記載を省略させる。</p> <p>イ 前記 24 の(8)の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署等の税関符号（以下「蔵置税関符号」という。）の上 3 桁と積卸港符号が同一となる場合（蔵置税関符号が 1012（東京税関東京航空貨物出張所）の場合を除く。）</p> <p>ロ （同左）</p> <p>(2) 貨物が開港の港外等開港の隣接区域で積卸しされる場合は、「不開港」の港符号ではなく、その隣接する開港又は開港港区の港符号を記載させる。</p> <p>この場合において 上記(1)のイ又はロに該当するときは、積卸港符号の記載を省略させる。</p> <p>(3) （同左）</p> <p>(4) 貨物が郵便物である場合、保税展示場から輸入される場合又は当該貨物の積込港若しくは船（取）卸港が明らかでない場合は、上記(1)又は(2)の規定にかかわらず、「その他」の港符号を記載させる。</p> <p>（注）蔵出輸入申告、移出輸入申告、総保出輸入申告及び許可前引取貨物の輸入許可の場合は、港符号の記載を省略させる。</p>

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(貿易形態別符号の第 2 符号)</p> <p>25-3-1 貿易形態別符号のうち第 2 符号の記載に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1) 蔵入承認された貨物（以下この項及び別紙第 5 において「蔵入貨物」という。）、移入承認された貨物（以下この項及び別紙第 5 において「移入貨物」という。）又は総保入承認された貨物（以下この項及び別紙第 5 において「総保入貨物」という。）が他の保税地域に搬入の上、積戻しされる場合は、それぞれ「2」、「3」又は「9」を使用させる（<u>後記(2)に該当する</u>場合を除く。）。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 蔵入貨物、移入貨物又は総保入貨物が、他の保税地域を経て輸入される場合は、それぞれ「5」、「6」又は「0」を使用させる（<u>後記(7)に該当する</u>場合を除く。）。</p> <p>(4) 前記 22-4 <u>(輸入統計計上時点の特例)</u> (1)及び(2)に掲げる場合は「1」を使用させる。</p> <p>(5) 前記 22-4 <u>(輸入統計計上時点の特例)</u> (3)に掲げる場合は、「8」を使用させる。</p> <p>(6)及び(7) (省略)</p> <p>(仕向国（地）符号及び原産国（地）符号)</p> <p>25-4 仕向国（地）符号は、別紙第 1 の「統計国名符号表」による国名符号（3 けた）を記載させ、また、原産国（地）符号は、同表による国名符号の後に別紙第 6「特惠税率適用符号表」による符号を加え、合計 4 けたで記載させる。</p>	<p>(貿易形態別符号の第 2 符号)</p> <p>25-3-1 貿易形態別符号のうち第 2 符号の記載に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1) 蔵入承認された貨物（以下この項及び別紙第 5 において「蔵入貨物」という。）、移入承認された貨物（以下この項及び別紙第 5 において「移入貨物」という。）又は総保入承認された貨物（以下この項及び別紙第 5 において「総保入貨物」という。）が他の保税地域に搬入の上、積戻しされる場合は、それぞれ「2」、「3」又は「9」を使用させる（<u>下記(2)に該当する</u>場合を除く。）。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 蔵入貨物、移入貨物又は総保入貨物が、他の保税地域を経て輸入される場合は、それぞれ「5」、「6」又は「0」を使用させる（<u>下記(7)に該当する</u>場合を除く。）。</p> <p>(4) 前記 22-4(1) <u>(試運転で消費した燃料油及び潤滑油等の特例)</u> 及び(2) <u>(許可前引取によりセット通関する貨物の特例)</u> に掲げる場合は「1」を使用させる。</p> <p>(5) 前記 22-4(3) <u>(船舶の改装、修理のために使用する資材に関する統計上のみなし輸入の特例)</u> に掲げる場合は、「8」を使用させる。</p> <p>(6)及び(7) (同左)</p> <p>(仕向国（地）符号及び原産国（地）符号)</p> <p>25-4 仕向国（地）符号は、別紙第 1 の「統計国名符号表」による国名符号（3 けた）を記載させ、また、原産国（地）符号は、同表による国名符号の後に別紙第 6「特惠税率適用符号表」による符号を加え、合計 4 けたで記載させる。</p>

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、記載に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(輸出入者符号)</p> <p>25-6 輸出者符号又は輸入者符号は、次により記載する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前記(1)のイに掲げる法人番号を保有しない外国法人等の輸出者又は輸入者で、前記(1)のロ又はハに掲げる符号を保有する者は、当該保有する符号を記載することができる。</p> <p>(3) 前記(1)のイからハまでに掲げる符号を保有していない輸出者又は輸入者については、「99999」とする。</p> <p>(4)～(7) (省略)</p> <p>(蔵置場所の所在地を所轄する税関官署等の税関符号)</p> <p>25-7 蔵置税関符号の記載に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する場合の蔵置税関符号は、前記(1)の規定にかかわらず次による。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 前記 22-2 (輸出統計計上時点の特例) に掲げる洋上輸出される貨物等、前記(1)によることが困難な輸出貨物 輸出申告が行われた税関官署の税関符号</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 特殊貿易統計</p> <p>31 統計計上貨物</p>	<p>なお、記載に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(輸出入者符号)</p> <p>25-6 輸出者符号又は輸入者符号は、次により記載する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 上記(1)のイに掲げる法人番号を保有しない外国法人等の輸出者又は輸入者で、上記(1)のロ又はハに掲げる符号を保有する者は、当該保有する符号を記載することができる。</p> <p>(3) 上記(1)のイからハまでに掲げる符号を保有していない輸出者又は輸入者については、「99999」とする。</p> <p>(4)～(7) (同左)</p> <p>(蔵置場所の所在地を所轄する税関官署等の税関符号)</p> <p>25-7 蔵置税関符号の記載に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する場合の蔵置税関符号は、上記(1)の規定にかかわらず次による。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 前記 22-2 (輸出統計計上時点の特例) に掲げる洋上輸出される貨物等、上記(1)によることが困難な輸出貨物 輸出申告が行われた税関官署の税関符号</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 特殊貿易統計</p> <p>31 統計計上貨物</p>

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(金統計計上貨物)</p> <p>31-1 金統計は、普通貿易統計と同様に条約第 I 附属書第 I 編 I(b)（再輸出、再輸入を含む一般貿易の統計表を作成する場合）に基づく一般貿易の方法により作成し、輸出統計及び輸入統計の区分に応じ、それぞれ次に掲げる貨物を計上する。</p> <p>ただし、当該貨物が再輸出品又は再輸入品に該当する場合であつても、次の区分に掲げる統計品目番号により計上するので留意する。</p> <p>(1) 輸出統計 前記 21-1（普通貿易統計計上貨物）(1)に該当する貨物のうち、輸出統計品目表の 7108.20 号-000 及び 7118.90 号-100 に該当する貨物</p> <p>(2) 輸入統計 前記 21-1（普通貿易統計計上貨物）(2)に該当する貨物のうち、輸入統計品目表の 7108.20 号-000 及び 7118.90 号-010 に該当する貨物</p>	<p>(金統計計上貨物)</p> <p>31-1 金統計は、普通貿易統計と同様に条約第 I 附属書第 I 編 I(b)（再輸出、再輸入を含む一般貿易の統計表を作成する場合）に基づく一般貿易の方法により作成し、輸出統計及び輸入統計の区分に応じそれぞれ次に掲げる貨物を計上する。</p> <p>ただし、当該貨物が再輸出品又は再輸入品に該当する場合であつても、次の区分に掲げる統計品目番号により計上するので留意する。</p> <p>(1) 輸出統計 輸出統計品目表の 7108.20 号-000 及び 7118.90 号-100 に該当する貨物</p> <p>(2) 輸入統計 輸入統計品目表の 7108.20 号-000 及び 7118.90 号-010 に該当する貨物</p>
<p>(金統計計上除外貨物)</p> <p>31-2 前記 21-2（普通貿易統計計上除外貨物）の規定は、同規定(14)（<u>金貨及び貨幣用金</u>）を除いて、金統計について準用する。</p>	<p>(金統計計上除外貨物)</p> <p>31-2 前記 21-2（普通貿易統計計上除外貨物）の規定（(14)金貨及び貨幣用金を除く。）は、金統計について準用する。</p>
<p>32 統計計上時点、資料、統計項目及び統計項目の記載要領</p> <p>前記 22-1（統計計上時点）から 25-8（<u>再輸出入品識別符号</u>）までの規定は、金統計について準用する。</p>	<p>32 統計計上時点、資料、統計項目及び統計項目の記載要領</p> <p>前記 22 から 25-8 まで（<u>統計計上時点、資料、統計項目及び統計項目の記載要領</u>）の規定は、金統計について準用する。</p>
<p>(通過貿易統計計上貨物)</p> <p>36-1 通過貿易統計には、積換通過貿易及び直接通過貿易に係る次の貨物を計上する。</p> <p>なお、指定保税地域、保税蔵置場及び総合保税地域において関税法</p>	<p>(通過貿易統計計上貨物)</p> <p>36-1 通過貿易統計には、積換通過貿易及び直接通過貿易に係る次の貨物を計上する。</p> <p>なお、指定保税地域、保税蔵置場及び総合保税地域において関税法</p>

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>基本通達 40-1（指定保税地域における貨物の取扱いの範囲）に規定する行為を施した後積み戻される貨物を含む。</p> <p>(1) 積換通過貿易貨物</p> <p>イ 外国から本邦に到着した貨物であつて、指定保税地域、保税蔵置場又は総合保税地域に陸揚げの上（蔵入れ、総保入れされた場合を除く）、陸揚げした港と同一の港において他の船舶に積み込んで外国へ積戻しするもの</p> <p>ロ 外国から本邦に到着した貨物であつて、陸揚げすることなく同一の港においてはしけ取りにより他の船舶に積み換えるもの</p> <p>(2) 直接通過貿易貨物</p> <p>イ 外国から本邦に到着した貨物であつて、保税地域に陸揚げ後（蔵入れ、移入れ又は総保入れされた場合を除く。）、他の港にある保税地域へ保税運送した場合で、当該運送先において保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域への蔵入れ、移入れ又は総保入れすることなく、他の船舶又は航空機に積み込んで外国へ積戻しするもの</p> <p>ロ （省略）</p>	<p>基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）40-1（指定保税地域における貨物の取扱いの範囲）に規定する行為を施した後積み戻される貨物を含む。</p> <p>(1) 積換通過貿易貨物</p> <p>イ 外国から本邦に到着した貨物であつて、指定保税地域、保税蔵置場又は総合保税地域に陸揚げの上（蔵入れ、総保入れされた場合を除く）、陸揚げした港と同一の港において他の船舶に積み込んで外国へ積戻しするもの</p> <p>ロ 外国から本邦に到着した貨物であつて、陸揚げすることなく同一の港においてはしけ取りにより他の船舶に積み換えるもの</p> <p>(2) 直接通過貿易貨物</p> <p>イ 外国から本邦に到着した貨物であつて、保税地域に陸揚げ後（蔵入れ、移入れ又は総保入れされた場合を除く。）、他の港にある保税地域へ保税運送した場合で、当該運送先において保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域への蔵入れ、移入れ又は総保入れすることなく、他の船舶又は航空機に積み込んで外国へ積戻しするもの</p> <p>ロ （同左）</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 船舶・航空機統計</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 船舶・航空機統計</p>
<p>（船舶・航空機統計計上除外船舶及び航空機）</p> <p>41-2 前記 41-1（統計計上範囲）の規定にかかわらず、次に掲げる船舶及び航空機の入出港に関しては、船舶・航空機統計に計上しない。</p> <p>(1) 関税法基本通達 17-4（特殊な場合における船舶の入出港）の事故、避難等特殊な場合における入出港</p> <p>(2) 開港の水際線に接続する船きよへの入きよ又は出きよ</p>	<p>（船舶・航空機統計計上除外船舶及び航空機）</p> <p>41-2 前記 41-1（統計計上範囲）の規定にかかわらず、次に掲げる船舶及び航空機の入出港に関しては、船舶・航空機統計に計上しない。</p> <p>(1) 関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）17-4（特殊な場合における船舶の入出港）の事故、避難等特殊な場合における入出港</p> <p>(2) 開港の水際線に接続する船きよへの入きよ又は出きよ</p>

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3) (省略)</p> <p>43 資料 船舶・航空機統計を作成するために使用する資料は、次のとおりである。 (1)～(6) (省略) (7) 転<u>錨</u>届（関税法基本通達 17-6（船舶が同一開港内を移動する場合の取扱い）に掲げる場合に限る。） (8) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 統計の公表及び閲覧</p> <p>52 閲覧申請書 関税法施行令第 88 条《証明書類の交付又は統計の閲覧の申請》第 1 項の規定により、<u>閲覧</u>に際し本省又は税関に提出する申請書の様式は、別紙第 8 に定めるところによる。</p> <p>53 磁気テープ等交付申請書 関税法施行令第 90 条の 2 《統計の閲覧及び磁気テープ等の交付の申請》の規定により、<u>磁気テープ等</u>の交付請求に際し本省に提出する申請書の様式は、別紙第 9 に定めるところによる。</p>	<p>(3) (同左)</p> <p>43 資料 船舶・航空機統計を作成するために使用する資料は、次のとおりである。 (1)～(6) (同左) (7) 転<u>び</u>よう届（関税法基本通達 17-6（船舶が同一開港内を移動する場合の取扱い）に掲げる場合に限る。） (8) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 統計の公表及び閲覧</p> <p>52 閲覧申請書 関税法施行令第 88 条《証明書類の交付又は統計の閲覧の申請》第 1 項の規定により<u>閲覧</u>に際し、<u>本省</u>又は税関に提出する申請書の様式は、別紙第 8 に定めるところによる。</p> <p>53 磁気テープ等交付申請書 関税法施行令第 90 条の 2 《統計の閲覧及び磁気テープ等の交付の申請》の規定により磁気テープ等の交付請求に際し、<u>本省</u>に提出する申請書の様式は、別紙第 9 に定めるところによる。</p>

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後		改 正 前	
別紙第 2		別紙第 2	
税 関 符 号 表		税 関 符 号 表	
符号	事務所名	符号	事務所名
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
<u>1008</u>	<u>東京税関山梨政令派出所</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>1009</u>	<u>東京税関前橋出張所太田政令派出所</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
<u>1203</u>	<u>新潟税関支署三条・燕政令派出所</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
3200	<u>水島税関支署宇野出張所</u>	3200	宇野税関支署
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
3210	<u>岡山空港税関支署</u>	3210	<u>宇野税関支署岡山空港出張所</u>
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
<u>3221</u>	<u>水島税関支署片上出張所</u>	<u>3202</u>	<u>宇野税関支署片上出張所</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>3430</u>	<u>福山税関支署因島出張所</u>
3440	<u>広島税関支署呉出張所</u>	3440	呉税関支署
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
3470	<u>広島空港税関支署</u>	3470	<u>広島税関支署広島空港出張所</u>
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
3650	<u>高松空港税関支署</u>	3650	<u>坂出税関支署高松空港出張所</u>
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
3720	<u>松山税関支署今治出張所</u>	3720	今治税関支署
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
<u>5008</u>	<u>名古屋税関諏訪出張所長野政令派出所</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>5011</u>	<u>名古屋税関岐阜政令派出所</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
<u>6060</u>	<u>門司税関北九州空港出張所</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
<u>6501</u>	<u>巖原税関支署比田勝出張所</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
8400	<u>釜石税関支署宮古出張所</u>	8400	宮古税関支署
8420	<u>釜石税関支署</u>	8420	<u>大船渡税関支署釜石出張所</u>
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
別紙第 6		別紙第 6	
特恵税率適用符号表		特恵税率適用符号表	
1. 令和の偶数年度の申告等に係るもの		1. 令和の偶数年度の申告等に係るもの	
符号	区分	符号	区分
0 (省略)	特恵税率を適用するもの（ <u>後記 2</u> 及び 3 のものを除く。） (省略)	0 (同左)	特恵税率を適用するもの（ <u>下記 2</u> 及び 3 のものを除く。） (同左)
4 (省略)	特恵税率を適用しないもの（ <u>後記 7</u> のものを除く。） (省略)	4 (同左)	特恵税率を適用しないもの（ <u>下記 7</u> のものを除く。） (同左)
2. 令和の奇数年度の申告等に係るもの		2. 令和の奇数年度の申告等に係るもの	
符号	区分	符号	区分
1 (省略)	特恵税率を適用するもの（ <u>後記 5</u> 及び 8 のものを除く。） (省略)	1 (同左)	特恵税率を適用するもの（ <u>下記 5</u> 及び 8 のものを除く。） (同左)
6 (省略)	特恵税率を適用しないもの（ <u>後記 7</u> のものを除く。） (省略)	6 (同左)	特恵税率を適用しないもの（ <u>下記 7</u> のものを除く。） (同左)

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
別紙第 8 外国貿易統計閲覧申請書		別紙第 8 外国貿易統計閲覧申請書	
年 月 日		令和 年 月 日	
フリガナ 申請者氏名		フリガナ 申請者氏名	
勤務先名	TEL () -	勤務先名	TEL () -
住所又は 勤務先 所在地	都道 府県 区市	住所又は 勤務先 所在地	都道 府県 区市
業 種	<input type="checkbox"/> 1 官公庁 <input type="checkbox"/> 2 報道関係 <input type="checkbox"/> 3 メーカー <input type="checkbox"/> 4 金融機関 <input type="checkbox"/> 5 商社 <input type="checkbox"/> 6 サービス業 <input type="checkbox"/> 7 通関業者 <input type="checkbox"/> 8 倉庫業者 <input type="checkbox"/> 9 その他 ()	業 種	<input type="checkbox"/> 1 官公庁 <input type="checkbox"/> 2 報道関係 <input type="checkbox"/> 3 メーカー <input type="checkbox"/> 4 金融機関 <input type="checkbox"/> 5 商社 <input type="checkbox"/> 6 サービス業 <input type="checkbox"/> 7 通関業者 <input type="checkbox"/> 8 倉庫業者 <input type="checkbox"/> 9 その他 ()
閲 覧 事 由	<input type="checkbox"/> 1 企画、立案資料のため <input type="checkbox"/> 2 調査、研究資料のため <input type="checkbox"/> 3 記事、原稿作成のため <input type="checkbox"/> 4 情報サービス業のため <input type="checkbox"/> 5 その他 ()	閲 覧 事 由	<input type="checkbox"/> 1 企画、立案資料のため <input type="checkbox"/> 2 調査、研究資料のため <input type="checkbox"/> 3 記事、原稿作成のため <input type="checkbox"/> 4 情報サービス業のため <input type="checkbox"/> 5 その他 ()

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後		改 正 前	
統 期	計 の 間	年 月 ~ 年 月	昭和 平成 令和 年 月 ~ 昭和 平成 令和 年 月
統 資 の 計 料	計 料	<ul style="list-style-type: none"> ・普通貿易統計関係 <input type="checkbox"/> 輸出（入）品別国別月（累）計表 <input type="checkbox"/> 輸出（入）国別品別月（累）計表 <input type="checkbox"/> 指数表 ・特殊貿易統計関係 <input type="checkbox"/> 金統計表 <input type="checkbox"/> 船用品積込統計表 <input type="checkbox"/> 機用品積込統計表 <input type="checkbox"/> 通過貿易統計品別表 <input type="checkbox"/> 通過貿易統計国別表 ・船舶・航空機統計関係 <input type="checkbox"/> 国籍別船舶入出港表 <input type="checkbox"/> 国籍別航空機入出港表 <input type="checkbox"/> その他（ ） 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 閲覧システム マイクロフィッシュ <input type="checkbox"/> 品別国別表 (<input type="checkbox"/>輸 出 <input type="checkbox"/>輸 入) <input type="checkbox"/> 国別品別表 (<input type="checkbox"/>輸 出 <input type="checkbox"/>輸 入) <input type="checkbox"/> 税関別品別国別表 (<input type="checkbox"/>輸 出 <input type="checkbox"/>輸 入) <input type="checkbox"/> 税関別国別品別表 (<input type="checkbox"/>輸 出 <input type="checkbox"/>輸 入) <input type="checkbox"/> SITC・Rev3 <input type="checkbox"/> 月 表 <input type="checkbox"/> 概 況 表 (<input type="checkbox"/>円 <input type="checkbox"/>ドル) <input type="checkbox"/> 報道発表フォーム <input type="checkbox"/> 9 桁品別表 <input type="checkbox"/> 指数表 <input type="checkbox"/> 船舶・航空機統計表 <input type="checkbox"/> その他
	受 付 番 号	貸 出	返 納
	時 分	時 分	
受 付 番 号	貸 出	返 納	
	時 分	時 分	

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p>別紙第 9 ※申請番号</p> <p>電子計算機用磁気テープ等交付申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>財 務 大 臣 殿</p> <p>申 請 者 住 所 氏名又は名称 (電話番号)</p> <p>下記のとおり、外国貿易に関する統計の磁気テープ等による交付を、記録用の磁気テープ等を添えて申請します。 なお、交付を受けた磁気テープ等を利用してデータを提供する事業を行う場合には、事前にその内容等につき協議いたします。</p> <p>記</p>		<p>別紙第 9 ※申請番号</p> <p>電子計算機用磁気テープ等交付申請書</p> <p><u>令和</u> 年 月 日</p> <p>財 務 大 臣 殿</p> <p>申 請 者 住 所 氏名又は名称 (電話番号)</p> <p>下記のとおり、外国貿易に関する統計の磁気テープ等による交付を、記録用の磁気テープ等を添えて申請します。 なお、交付を受けた磁気テープ等を利用してデータを提供する事業を行う場合には、事前にその内容等につき協議いたします。</p> <p>記</p>	
統計の種類		統計の種類	

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
統計の期間	自 年 月 至 年 月		統計の期間	自 平成 令和 年 月 至 平成 令和 年 月	
交付を必要とする理由			交付を必要とする理由		
磁気テープ等の種類及び数量			磁気テープ等の種類及び数量		
手数料の金額			手数料の金額		
(注意) 1. 電子計算機用磁気テープ等とは、関税法施行令第 90 条の 2 第 1 項に定める記録媒体をいいます。 2. この申請書は 2 通作成して下さい。 3. 手数料は収入印紙を裏面にはりつけて納付して下さい。 4. ※印箇所には記入しないで下さい。		※ 申請書受理 (年 月 日)	(注意) 1. 電子計算機用磁気テープ等とは、関税法施行令第 90 条の 2 第 1 項に定める記録媒体をいいます。 2. この申請書は 2 通作成して下さい。 3. 手数料は収入印紙を裏面にはりつけて納付して下さい。 4. ※印箇所には記入しないで下さい。		※ 申請書受理 (令和 年 月 日)
		記録済磁気テープ等受領 (年 月 日)			記録済磁気テープ等受領 (令和 年 月 日)